

2019年8月1日

お客様各位

一般財団法人 建材試験センター  
中央試験所・西日本試験所

品質性能試験における消費税率引上げ対応に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日に予定されております消費税率引き上げに伴う中央試験所及び西日本試験所における消費税の取扱いにつきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

2019年10月1日以降に中央試験所及び西日本試験所において試験業務が完了する案件等に係る消費税率は、10%となります。

試験業務は、報告書の発行日をもって完了となります。

なお、試験の進捗状況によっては、旧税率8%と新税率10%との差額を別途ご請求させていただきます場合がありますのでご了承ください。

誠に恐れ入りますが、適正な消費税率の適用につきまして、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、下記担当者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【本件に関する問い合わせ先】

- 中央試験所 企画管理課 担当 田上  
TEL048-935-2093 FAX048-935-2006
- 西日本試験所 企画管理課 担当 井町  
TEL0836-72-1223 FAX0836-72-1960